# 制度情報-2021 年 5 月の法令から-北京市大地律師事務所 (北京市大地律師事務所 日本部監修)

# I. 重要な法令のポイント解説

「証照分離」改革をさらに推進し、市場主体の発展活力を さらに活性化することに関する通知

> (発令元) 国務院 (法令番号) 国発 [2021] 7号 (公布日) 2021年5月19日 (施行日) 2021年7月1日

### 1. 主なポイント

- (1) 2021年7月1日から、全国範囲で企業経営許可事項の全面リスト管理を実施し、手続きを簡素化するため、改革の試験運用を実施する自由貿易試験区の範囲を拡大する。(第1条)
- (2) 行政措置の審査認可を簡素化し、審査認可の直接廃止、審査認可から届出制への切替え、告知誓約制の実行、審査認可業務の最適化の4通りの方式によって審査認可の制度改革を進め、全国範囲で外資・対外貿易、交通・物流、仲介サービス等の分野において68項の審査認可事項を廃止する。例えば「外商投資電信業務(基礎電信、第1類、第2類の価値付加電信業務)についての審査認可を廃止する等。(第2条)
- (3) 登記登録について実施してきた事前許可を事後に変更し、企業が先行して営業許可証を取得し、経営許可証はその後で取得すればよいものとする。関連所管機関は、企業が登記した経営範囲を理由として、経営許可事項又はその他の行政サービス事項の手続きに制限を与えてはならない。企業が経営範囲を超えて許可外の経営活動を行うことに対し、市場監督管理機関は処罰を与えない。(第3条)
- (4) 業界、分野の異なる企業について、企業信用リスク分類の結果により異なった監督管理措置を実施し、インターネット監督管理及び情報共有を強化し、ビッグデータ、IoT、AI 等の手段を活用して的確にリスクの未然提示を行う。

# 2. 今後の留意点

本通知は中国政府が推し進めている「証照分離」改革、「放管服」改革、ビジネス環境改善の重要な措置であり、ビジネス環境の改善とともに、企業の手続きにかかるプロセス及びコストを減らして企業の負担を軽減する一方、企業に対する事中・事後監督管理を強化するものともなっている。各日系企業では企業経営許可事項の改革リストの内容を把握し、経営におけるコンプライアンス管理を強化することで、政府機関からの監督管理が加重されたり、頻度が増やされることを回避できる。(全5条)

# 危険廃棄物の監督管理を強化し、処理能力を活用する改革 の実施方案の公布に関する通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁函〔2021〕47号

(公布日) 2021年5月25日

(施行日) 2021年5月25日

# 1. 主なポイント

- (1) 生態環境部の主導により、2022 年末までに、京津冀(北京・天津・河北)、長江デルタ、 珠江デルタ及び成都・重慶等のエリアにおいて、危険廃棄物環境リスク区域合同防止・抑制機 構を確立する。(第2条)
- (2) 企業の主体責任危険廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理に従事する企業の主要責任者が、危険廃棄物環境汚染対策及び安全生産にかかる法制度を遵守せずに損害をもたらすか、前記の企業が環境汚染責任保険に加入していない場合、企業の法定代表者又は実質的支配者は、第一責任者として刑罰、行政罰を受ける。(第2条)
- (3) 重点業界の危険物に関わる建設プロジェクトについて環境アセスメントを行うにあたっては、 環境汚染対策施設について「三同時」制度を遵守しているか注意し、工業汚染廃棄物を排出す るには必ず汚染物排出許可を取得しなければならない。(第3条)
- (4) 生態環境部、交通運輸部等による危険廃棄物の収集・運搬等の過程に対する監督管理を強化し、工業園区内において危険廃棄物の集中的収集・貯蔵の試験運用を実施する。(第4条)
- (5) 市内の医療廃棄物処理能力を向上させ、2022年6月末までに、全ての各県(市)において 医療廃棄物の収集・運搬処理体系の構築を実現する。(第6条)

#### 2. 今後の留意点

本通知の実施により、各地各機関で危険廃棄物や医療廃棄物、危険化学品の処理及び利用に対する管理が強化され、危険廃棄物、医療廃棄物の処理企業では政府の財政政策による支援を受けられる可能性もある。関連業界では各社で廃棄物処理・利用の能力を高めることが発展の趨勢となることから、危険物の処理や利用に関して優れた技術をもつ日系企業には、中国での関連投資を検討することが勧められる。(全10条)

## 重点分野の信用監督管理強化に関する実施意見

(発令元) 国家市場監督管理総局 (法令番号) 国市監信発〔2021〕28号 (公布日) 2021年5月19日

## 1. 主なポイント

(1) 食品、特殊設備等の生産経営企業(以下「重点分野企業」という)を、市場監督管理の重点

分野と位置付けて信用監督管理を行い、信用リスクの分類管理を実施し、信用の公開及び信用 失墜に対する懲戒、信用修復等の措置を運用して企業に対する監督管理を行う。(第1条)

- (2) リスト管理を実施し、省級市場監督管理機関が重点分野企業のリストを整理し、重点分野企業情報を取り纏めて法により公開する。(第2条)
- (3) 企業の事前対策及び事中監督管理を強化し、政府機関は重点分野の証明事項及び経営許可に かかる事項及び結果を企業に告知し、企業に提出する書類や情報の信用性を約束するよう要求 し、約束に反して事実と異なる提出内容があった場合、行政所管機関は行政許可を取り消すと ともに行政罰を科し、企業の信用リスク別に異なった監督管理措置を取る。(第3条)
- (4) 企業に対する信用失墜懲戒を強化し、企業の経営異常者リスト、重大な違法による信用失墜 リスト等の情報を、重点分野の審査認可、監督管理の業務系統に組み入れ、問題のある企業に 政府調達への参与を制限し、重点分野への参入を禁止し、重点分野における違法コストを増大 させる。(第4条)
- (5) 重点分野企業の情報の開放・共有を強化し、消費者及び提携先企業が企業の信用に基づいて 消費リスクやビジネス提携リスクを評価できるようにする。(第5条)

## 2. 今後の留意点

本意見の実施により、食品及び特殊設備の生産経営企業では重点監督管理を受けることとなる。 各日系企業は、自らが市場監督管理の重点分野企業リストに含まれていないか、政府機関による重 点監督管理事項に関わっていないか注意し、自社のコンプライアンス管理及び適法経営を強化する 必要がある。(全6条)

### 銀行保険機関董事監事職務履行評価弁法(試行)

(発令元) 中国銀行保険監督管理委員会

(法令番号) 中国銀行保険監督管理委員会令 2021 年第5号

(公布日) 2021年5月31日

(施行日) 2021年7月1日

#### 1. 主なポイント

- (1) 評価範囲の拡大。評価範囲を銀行・保険機関の全ての董事及び監事まで拡大し、中国に設立された外資系銀行の董事、監事に対する評価にも本弁法を適用する。(第2条)
- (2) 責任主体を明確にし、監事会が董事、監事に対する評価を行い最終責任を負うことを明確に 規定した。 (第4条)
- (3) 董事、監事の基本的な職責及び具体的な義務を明確に規定し、職務ごとに区別のある職務履行要求を示した。(第18条、第10条、第11条等)
- (4) 董事会のリスク管理委員会、監査委員会、関連取引制御委員会の主任委員の毎年銀行・保険機関での業務時間を、従前の15業務日から20業務日以上に引き上げた。(第14条)

(5) 忠実性、勤勉性、専門性、独立性・道徳水準、適法性の5つの観点から董事・監事の職務履行状況を評価し、董事の職務履行過程において注意すべき重点を列挙して明確にし、規定の実行性を高めた。(第24条、第25条)

## 2. 今後の留意点

本弁法の施行と同時に、旧『商業銀行董事職務履行評価弁法(試行)』(中国銀行業監督管理委員会令2010年第7号)は廃止され、銀行・保険取扱機関では、既存の董事、監事の職務履行に対する評価方法を見直し、本弁法の要求に基づく整備、改訂が必要になる可能性がある。関連する日系銀行等の金融機関では、本弁法を積極的に理解し、これを通じて董事、監事の職務履行状況に対する監督管理を強化し、監督管理上の要求及び重点に沿って、日常的に職務履行評価を行う業務体制を確立し、コーポレートガバナンスの適法性を高めることを勧める。(全47条)

# 北京市単一用途プリペイドカード管理条例(意見聴取稿)

(発令元) 北京市商務局 北京市市場監督管理局 (公布日) 2021 年 5 月 28 日

#### 1. 主なポイント

- (1) 条例を適用する範囲と対象を、北京市内の経営者、特に消費者が費用を前払方式でチャージすることにより、消費者に商品又はサービスを提供する飲食、教育・講義、美容・健康、スポーツ・フィットネス等の経営者(外資系企業も含む)とすることを、明確に定めた。(第2条)
- (2) 経営者は、消費者にカードを発行するにあたり、書面契約(ダウンロード可能な電子契約書を含む)を締結しなければならない。締結しない場合、最高2万元以下の罰金を科し、操業停止・整理を命じる。(第7条、第40条)
- (3) 経営者が消費者にカードを発行するにあたり、締結する契約に必須となる内容及び記載を禁止する内容を明確に規定した。 (第9条、第10条)
- (4) 消費者はカード発行後7日以内において、プリペイドカードを使って商品又はサービスを購入していなければ、無条件でカードを返却し、返金を受けられる「クーリング・オフ」制度を初めて規定した。(第4条)

#### 2. 今後の留意点

各日系企業で消費者にカードを発行するにあたっては、契約書、店頭の掲示、広告において「最終的な解釈権は経営者の所有とする/チャージ入金額は返金しない/記名式カードを紛失、毀損した場合は再発行しない」や、「終身サービス、終身無料保証」等の文言を記載してはならず、これに違反すれば最高3万元の罰金を科されることとなる。また商務部が2012年に制定した『単一用途プリペイドカード管理弁法』(試行)も、商務部の2021年立法計画に含められていることから、プリペイドカード(前払式支払手段)に関する関連法規が年内にも審議で可決される可能性が高く

なっているため、関連する日系企業では、当該法規の成立に注意し、制定される法規の内容に合わせて企業内部の運営制度や契約書の内容を調整する必要がある。(全58条)

# Ⅱ. 法令運用上のケーススタディ解説

# 1. 事件の概要

王氏は2010年6月に北京市の日系貿易会社A社に入社し、山東省のB市で営業業務に従事することとなった。入社日当日、王氏はA社と労働契約を締結したが、労働契約の中で、労働契約の履行をめぐって紛争が発生した場合は北京市の裁判所の管轄となることを約定していた。その後、2018年2月に、A社が契約を一方的に解除した。このため王氏は山東省B市の裁判所に訴訟を提起し、A社が法により労働契約の違法解除に対する賠償金として10万元を王氏に支払うよう請求した。A社は答弁書の提出期限までに、管轄権に関する異議を提出し、本件につき山東省B市の裁判所から北京市の裁判所による審理に移送することを要求した。

# 2. 紛争の焦点

A社ではすでに王氏との労働契約の中で、本件は北京市の裁判所が管轄することを明確に約定しているという状況において、山東省B市の裁判所は本件について管轄権を持ちうるか。

#### 3. 弁護士の分析

A社と王氏との労働契約中において、労働契約の履行に起因して発生した紛争は北京市の裁判所の管轄とすることについての明確な約定があったにもかかわらず、山東省B市の裁判所も、本件について管轄権を有する。

(1) まず、労働契約は公法的性質と人身属性を有するものであり、法律で規定される、当事者が管轄裁判所を選択して約定できる範疇に属するものではない。

『民事訴訟法』第34条により、契約又はその他の財産権駅をめぐる紛争の当事者は、書面協議によって原告、被告の住所地、契約の履行地、締結地等、紛争と実際の関連性がある地点の裁判所を選択して管轄とすることができるが、審級管轄と専属管轄の規定に違反してはならないことが規定されている。

これにより、「協議管轄」の適用される領域は、契約又はその他の財産権益に関わる紛争ということになり、身分関係に起因して発生した民事紛争については協議によって管轄裁判所を選択することはできない。労働紛争案件で扱う法律関係は、使用者と労働者の間の労働関係であり、人身属性があり、協議管轄の規定は適用されない。このため、本件においてA社と王氏の「労働契約」に約定されていた「労働契約の履行をめぐって紛争が発生した場合は北京市の裁判所の管轄となる」という条項は無効となる。

(2) 次に、労働契約の履行をめぐり発生した紛争であることから、労働者は労働契約の履行地である基層裁判所に訴訟を提起することができ、山東省B市の裁判所は本件に対する管轄権をもつこととなる。

『労働紛争事案審理への適用法律の問題に関する最高人民法院の解釈 (1) 』 (法釈〔2020〕 26 号) 第 3 条では、労働紛争事案は使用者の所在地もしくは労働契約の履行地の基層裁判所が管轄すると定めている。本件では、山東省 B 市の裁判所は「労働契約の履行地の基層裁判所」であり、北京市の裁判所は使用者の所在地の基層裁判所であることから、いずれも本件について管轄権をもつ。『「民事訴訟法」の適用にかかる最高人民法院の解釈』第 36 条では、2 つ以上の裁判所がともに管轄権を有する訴訟について、先に立件した裁判所は案件を別の管轄権を有する裁判所に移送してはならないことが規定されている。

したがって、本件において、王氏が山東省B市の裁判所に訴訟を提起している以上、山東省B市の裁判所は本件についての管轄権をもつこととなる。

### 4. 司法判断

本件は一審、二審を経て最高裁判所による再審審理が行われ、A社が要求した北京市裁判所への 審理移送を却下する裁定が下された。

## 5. 留意点

実務において、訴訟提起の手続き上の便宜やコスト節約のために、労働契約中に管轄裁判所に関する条項を盛り込み、労働紛争となった場合に使用者の所在地の裁判所を管轄とすることを約定しておくことがあるが、上記の分析のように、管轄条項が無効と認定される可能性も十分にあり、従業員、使用者とも、使用者の所在地又は労働契約の履行地の裁判所に訴訟を提起することが可能である。また、使用者と従業員の両方が裁判所に提訴し、それぞれ別の裁判所が受理した場合には、先に立件した裁判所の管轄となる点にも、留意する必要がある。